

指定地域密着型サービス

【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

重要事項説明書

特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ

小規模多機能ホーム大手町ゆとり

当事業所は利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ
- (2) 法人所在地 大阪府茨木市上穂積二丁目1番10号
- (3) 連絡先 電話：072-627-8903 Fax：072-627-8923
- (4) 代表者氏名 理事長 大谷 知子
- (5) 設立年月 平成11年11月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成27年3月1日指定 茨木市
- (2) 事業所の目的
住み慣れた地域で生活する為に、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホーム大手町ゆとり
- (4) 事業所の所在地 大阪府茨木市大手町2番30号
- (5) 連絡先 電話：072-623-5591 Fax：072-623-5592
- (6) 事業所長（管理者）氏名 泉 真弓
- (7) 当事業所の運営方針
利用者が要介護（要支援）状態となった場合においても可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月 平成27年3月1日
- (9) 登録定員 29人（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6人）

3. 主な設備の概要

- 居室 5室 (3階部分)
- 食堂・娯楽室 1室 (3階部分)
- トイレ 2箇所 (3階部分)
- 浴室 1箇所 (3階部分)
- 台所 1箇所 (3階部分)
- 洗面・脱衣室 1箇所 (3階部分)

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 茨木市

(2) サービス提供日及び時間

営業日	年中無休	
サービス提供時間	通いサービス	午前 9 : 30 から午後 5 : 00
	宿泊サービス	午後 5 : 30 から午前 9 : 30
	訪問サービス	24 時間

(3) 事業所窓口 営業日及び営業時間

営業日	一年を通じて毎日営業する（休業日は設けない）
営業時間	午前 9 : 00 から午後 6 : 00

5. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
事業所長（管理者）	1 名	0 名	事業内容調整
介護支援専門員	0 名	2 名	介護計画作成・相談業務
介護職員	1 名	6 名	利用者の介護・相談業務
看護職員	0 名	1 名	健康管理等の医務業務

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付対象となるサービス）

※介護保険の給付対象サービスの自己負担額は介護保険負担割合証によります

利用料金の全額を利用者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

訪問介護サービス

身体介護（入浴・排泄・食事等）

生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話）

通いサービス

食事提供・レクリエーション・入浴・排泄・機能訓練・健康チェック・送迎サービス

宿泊サービス

宿泊していただき、食事・入浴・排泄等日常生活上の世話や機能訓練・送迎サービス

＜サービス利用料金＞ ※介護保険の給付対象サービスの自己負担額は1割負担の場合の例です。
ア. 小規模多機能型居宅介護サービス費・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス費

〔通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括（定額）費用〕

（注）①茨木市は地域区分「5級地」につき、標準報酬価格は1単位あたり10.55円として計算したものとなります。

②保険料は介護保険の報酬額で、利用料は事業者負担割合証に応じてお支払いになる金額です。

- 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。下記の料金表によって利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。
- 月ごとの定額制ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または多かった場合も日割りでの割引または増額はいたしません。
- 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

【介護予防小規模多機能型居宅介護サービス費料金表】

区分	単位数	介護保険料	自己負担額
要支援1	3,450 単位	36,397 円/月	3,640 円/月
要支援2	6,972 単位	73,554 円/月	7,356 円/月

【小規模多機能型居宅介護サービス費料金表】

区分	単位数	介護保険料	自己負担額
要介護1	10,458 単位	110,331 円/月	11,034 円/月
要介護2	15,370 単位	162,153 円/月	16,216 円/月
要介護3	22,359 単位	235,887 円/月	23,589 円/月
要介護4	24,677 単位	260,342 円/月	26,035 円/月
要介護5	27,209 単位	287,054 円/月	28,706 円/月

イ. 加算

	単位数	介護保険料	自己負担額（一割の場合）
小規模多機能型居宅介護初期加算 （30日まで）	30 単位	316 円／日	32 円／日
認知症加算Ⅲ（認知症日常生活自立度Ⅲ以上に該当する方）	760 単位	8018 円／月	802 円／月
認知症加算Ⅳ（要介護2で認知症日常生活自立度Ⅱに該当する方）	460 単位	4853 円／月	486 円／月
看護職員配置加算Ⅲ（要介護の方）	480 単位	5,064 円／月	507 円／月
訪問体制強化加算（要介護の方）	1000 単位	10,550 円／月	1,055 円／月
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 単位	8,440 円／月	844 円／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位	105 円／月	11 円／月

ウ. 介護職員処遇改善加算

小規模多機能型処遇改善加算Ⅱとして14.6%を加算
（所定単位数にサービス別加算率を乗じ、単位数で算定）

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

項目	実費	適用
朝食代	450 円	宿泊時
昼食代	600 円	通い時、宿泊時
夕食代	655 円	宿泊時
宿泊費	2,000 円	一泊あたり宿泊時
<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ代 ・洗濯代（1回 200 円） ・おやつ代 1日につき 70 円 ・複写物の交付 ・交通費（通常の事業の実施地域以外の送迎費及び交通費） ・レクリエーション・クラブ活動（色紙・工作材料費等）の実費分 その他、利用者が必要と思われるものは実費扱いとなります。 		

(3) 利用料金のお支払い方法

前記利用料金・諸費用は1ヶ月毎に自動払込にてお支払い頂きます。お送りする請求書に記載のある期日までに該当口座にご準備下さい。

※自動払込にて問題がある場合はお申し出ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

7. 運営推進会議の設置

当事業所は、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。

8. 第三者評価

第三者評価の実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和 6年 3月 29日
実施した評価機関の名称	大手町推進会議メンバー
評価結果の開示状況	大手町ゆとり 3F 入口付近

9. 協力医療機関と緊急時における対応

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるものとする。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

10. 非常災害時の対応

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

11. 事故発生時の対応について

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、サービスの提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12. 衛生管理

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。

1 3. 秘密の保持と個人情報

(1) 利用者及びその家族について

事業所及び従業者は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(2) 従業者に対する秘密の保持について

就業規則にて従業者は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています、また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

(3) 個人情報の保護について

事業所は、利用者から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 4. 虐待防止について

(1) 高齢者虐待防止等のための取り組み

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

1 5. 身体的拘束等について

(1) 身体的拘束等の禁止

事業所及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動（以下「身体的拘束等」）を制限しません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者・計画作成担当者・介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

- ①当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく

高い場合。

②身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③身体的拘束等が一時的であること。

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、予め利用者の家族に身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間においてのみ行うものとします。

(4) 身体的拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

1 6. 苦情の受付について

(1) 苦情又は相談があった場合は、利用者の状態を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(2) 苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行ないます。

(3) 相談窓口について

〔事業者の窓口〕 大手町ゆとり 担当 泉 真弓	所在地 茨木市大手町 2 番 30 号 電話 電話:072-623-5591 受付時間 (月～土) 午前 9 時より午後 6 時
〔市町村の窓口〕 茨木市健康福祉部 長寿介護課	所在地 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号 電話 072-620-1639 (FAX072-622-5950) 受付時間 午前 8 時 45 分より午後 5 時 15 分
〔公的団体の窓口〕 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常磐町一丁目 3 番 8 号 電話 06-6949-5418 (FAX06-6949-5417) 受付時間 午前 9 時より午後 5 時 00 分

1 7. 情報開示事項の掲示

事業所の運営規定、利用契約書、重要事項説明内容等の主要な事柄について情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見やすいところに掲示します。

18. サービス利用にあたっての留意事項

- ・ サービス利用の際には介護保険被保険者証を提示してください。
- ・ 事業所内で他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- ・ 事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。
- ・ 計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者の説明の上交付します。

事業者は、重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び重要事項の説明を行いました。

年 月 日

〔事業者〕

事業者名 特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
事業者所在地 大阪府茨木市上穂積二丁目1番10号
事業者代表者名 理事長 大谷 知子 印

事業所名 小規模多機能ホーム大手町ゆとり
事業所所在地 大阪府茨木市大手町2番30号

説明者職名 施設管理者 泉 真弓

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

年 月 日

〔利用者〕

住 所
氏 名 印

〔署名代行者〕

住 所
氏 名 印
(利用者との続柄)

〔代理人〕

住 所
氏 名 印
(利用者との続柄)